

資料 14 複合施設按分表

資料14の1 複合施設按分表 大西図書館・大西公民館・大西支所

大西図書館は大西公民館との複合施設であり、また大西支所と一体管理している項目があるため、指定管理者が大西図書館を管理・運営するにあたり、その経費を負担するべき割合は以下のとおりとする。

この負担割合によって算出された金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

I 全体を3者で按分する場合

	支所 (住民サービス課)	地域教育課 (大西公民館)	指定管理者 (大西図書館)	備考	
按分比率	0.41	0.49	0.1		
面積 (m ²)	1988.81	2857.23		総務費と教育費との按分	
	0.41	0.59			
	—	2363.01	494.22	公民館費と図書館費の按分 (支所3階を含む)	(共用部分を除く)
	—	0.83	0.17		

項目
 需用費 電気料金
 需用費 水道料金
 手数料 貯水槽水質検査
 委託料 貯水槽清掃委託
 委託料 電気設備保安検査
 委託料 消防設備保守点検
 委託料 防火対象物点検
 委託料 環境衛生管理

II 公民館建物部分を2者で按分する場合

		地域教育課 (大西公民館)	指定管理者 (大西図書館)		
按分比率		0.77	0.23	公民館建物部分の按分 (支所3階を含まない)	(共用部分を除く)
面積(m ²)		1707.30	494.22		

項目
 委託料 昇降機保守点検委託料
 手数料 共用部(トイレ・ロビー)清掃委託

【参考】

	占用面積	占用面積の按分率	共用部按分面積
図書館	456.31m ²	23.2%	37.91m ² …202.10×0.232
公民館	1526.09m ²	76.8%	181.21m ² …202.10×0.768
建物のべ面積	1982.39m ²	100%	219.12m ²

資料14の2 複合施設按分表 大三島図書館・大三島公民館

大三島図書館は大三島公民館との複合施設であり、指定管理者が大三島図書館を管理・運営するにあたり、その経費を負担するべき割合は以下のとおりとする。
この負担割合によって算出された金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

1 公民館建物部分を2者で按分する場合

	地域教育課 (大三島公民館)	指定管理者 (大三島図書館)	
按分比率	0. 67	0. 33	公民館建物部分の按分
面積(m ²)	1881. 39	932. 67	

項目

需用費	電気料金
需用費	水道料金
委託料	昇降機保守点検委託料
委託料	電気設備保安検査
委託料	消防設備保守点検
委託料	防火対象物点検